

令和2年度 赤十字救急法基礎講習 開催要領

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について】

令和2年11月から福島県支部において救急法基礎講習を再開いたします。

受講者の皆様や指導員の感染防止対策を徹底するために、3密の防止を図り安全に配慮した実技内容等になっております。本講習の開催にあたっては、下記の対策を実施しておりますので、あらかじめご承知おきください。

- ・ 定員の制限
- ・ 実技内容（人工呼吸等）の一部制限
- ・ 会場の換気
- ・ マスク等基本的な感染予防対策の徹底
- ・ 資機材消毒の徹底
- ・ 越県受講の禁止
- ・ 受講者の皆様や指導員に対して、開始前の検温等「健康チェック」

※健康チェックの結果によって参加を控えていただくことがあります。

※その他の資格認定講習（各種養成講習）は引き続き中止としています。

1 目 的

急病などにより心停止した傷病者に遭遇したとき、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が適切な応急手当をすれば、尊い生命を救い、病气やけがの苦痛から救うことができます。

本講習会では、意識障害、呼吸停止、心停止、気道閉塞に陥った傷病者に対して、救急隊が到着するまでの間に市民が行う一次救命処置の知識・技術を習得することを目的として開催します。

2 講習会名 赤十字救急法基礎講習

3 主 催 日本赤十字社福島県支部

4 日時・会場

回	日 程	時 間	会 場
第1回	令和2年11月21日(土)	10時～15時	日本赤十字社 福島県支部
第2回	令和2年12月6日(日)	10時～15時	日本赤十字社 福島県支部
第3回	令和3年1月23日(土)	10時～15時	日本赤十字社 福島県支部
第4回	令和3年3月6日(土)	10時～15時	日本赤十字社 福島県支部

※内容は各回同じ。JRC蘇生がドライン2015にもとづく内容です。

※第1回～3回は、中止にした講習の代替日程です。

5 会 場 日本赤十字社福島県支部
〒960-1197 福島市永井川字北原田 1 7 電話：024-545-7996

6 内 容 赤十字救急法について
一次救命処置
(心肺蘇生 A E D の使用法 気道異物除去)
体位 保温
学科・実技の検定 (評価)

7 講 師 日本赤十字社福島県支部 救急法指導員

8 受講資格 満 1 5 才以上の方

9 負担費用 1, 5 0 0 円 (教材費、保険料等の実費)

10 持 ち 物 筆記用具、ズボンなど動きやすい服装、昼食

11 受講証、認定証の授与

参加者には「救急法基礎講習受講証」を、学科と実技の検定の合格者には、「救急法基礎講習認定証 (ベーシックライフサポーター) 」 (5 年間有効) を交付します。5 年経過後は改めて基礎講習の受講をお願いします。

12 参加申込 [定員先着 2 0 名]

開催要領の記載内容を承知いただいたうえで、申込用紙を郵送または F A X、ホームページ、お電話にてお申し込みください。

団体名：日本赤十字社福島県支部

住所：〒960-1197 福島市永井川字北原田 1 7

電話：024-545-7996 F A X：024-545-7923

※今年中止となった 3 月・6 月・8 月・1 0 月の基礎講習にお申し込みいただいた方を優先に受付します。優先受付は 1 0 月 3 0 日までとさせていただきます。

13 その他

(1)地震、台風等自然災害により受講者に危険が及ぶことが予想される場合、受講者の安全を確保するために講習会を中止する場合があります。また各都道府県の感染状況により安全の確保が担保できないと判断した場合も、中止にする場合がありますので、予めご了承ください。

(2)受講者の皆様は、講習受講中やその往復で負傷した時に保険が適応されることとなっております(受講費に保険料が含まれています)。ですが、新型コロナウイルスの感染に対しては保険適応になりませんので、予めご了承ください。